

平成31年度

事業計画

社会福祉法人輝きの会

I 社会福祉法人輝きの会

1 事務局

1. 基本方針

運営方針に則り、定款の目的を実現するとともに、中長期経営計画に基づき、経営健全化のために職員一丸となり努力する。

2. 重点目標

- (1) 意欲のある人材の積極的な登用により、組織の活性化を図る。
- (2) 人員配置の適材適所により、組織体制の機能強化を図る。
- (3) 地域貢献事業の一層の推進を図る。
- (4) 建物及び設備の適正な管理により、経費節減を図る。

3. 実施手段

- (1) 人事評価制度の導入を目指す。
- (2) 就業規則、育児・介護休業等規程及び職員給与規程を精査し、仕事と家庭の両立に配慮された就労環境をより一層充実させる。
- (3) 現中長期経営計画に代わり、新中長期経営計画を策定する。
- (4) 職員研修制度の充実を図り、法人が行う研修を実施する。
- (5) 年次有給休暇の取得向上により、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図る。
- (6) 地域貢献事業の一環として、いきいきの郷体育館の一般開放を推進する。
- (7) 修繕計画の着実な実施を目指す。

II 各施設・事業所等

1 特別養護老人ホーム

1. 基本方針

ケア力の向上と事業体としてのレベルアップを図る為、基盤強化を目標に各種加算の獲得を目指します。また、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化に努めます。

2. 重点目標

- (1) 入所者定数の上限をめざし、空室を減らすことで稼働率98%を目標とします。
- (2) 処遇の効率化に向けた業務の見直し
- (3) 安全管理体制の確立
- (4) 職員の資質向上
- (5) 地域福祉活動拠点事業の推進

3. 実施手段

- (1) 関係する法律を理解し、必要な記録帳票を作成・保管しサービスを提供する。
- (2) 職員全員がプロとして自覚を持ち、マニュアルに添ったサービスの均一化を図る。
- (3) 認知症リーダー研修及び実践者研修等に参加し、専門的知識の向上に努める。
- (4) 第三者評価受審の結果に基づき、利用者の満足度が高まるケアに努める。
- (5) 家族連絡会を開催し、施設と家族との連携強化のための家族会の発足をを目指す。
- (6) 職員の腰痛予防対策として導入した介護福祉機器等の効果について検証する。
- (7) 医師、家族、職員の連携を強化し看取り介護を進め施設の役割を果たしていく。
- (8) 施設自ら又は地域の団体等と連携して地域貢献活動を積極的に行なう。

2 障害者支援施設

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念に基づき、障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある経営に努めます。

また、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人らしい生活を支援し、職員の自己研鑽に努め、専門的な知識、技術と価値観をもって、利用者に良質で安全、安心、快適なサービスを提供します。

関連機関、団体、他事業所、地域住民等とともに事業を展開し、重度の障害のある方々をとりまく環境の改善と地域社会における福祉の中核施設としての役割を果たすよう努めます。

2. 重点目標

- (1) 利用者の希望と意向を尊重し、サービスの向上に努めます。
- (2) 職員間の信頼関係をさらに強固にし、スタッフ・エンパワメントに取り組みます。
- (3) 利用者の社会参加、地域移行のため、地域との連携を強化します。
- (4) 一日当たり実利用者数48人、通所部門7人を目標に健全な経営を目指します。

3. 実施手段

- (1)
 - ・通所部門において、サービスの拡充を行います。
 - ・利用者満足の上昇のため、満足に関する調査を実施します。
 - ・福祉サービスの標準的な実施方法を検証、整備し、SDCAサイクルで管理します。
 - ・権利擁護の規定、マニュアル等を整備します。
- (2)
 - ・リーダーを育成し、課題解決ができるチーム、組織をつくります。
 - ・実践研究を奨励し、発表の機会をつくります。
- (3)
 - ・顔の見える関係づくりのため、地域住民との交流事業を実施します。
 - ・地域移行に関して、利用者の意向を聞き取り、移行に向けた支援を行います。
 - ・地域社会とのつながりを持つため社会参加の機会を作ります。
- (4)
 - ・利用者の健康管理に努めます。
 - ・医的ケアに対応する体制の整備を継続します。
 - ・利用者の通所希望に応じるため、効果的な送迎を検討していきます。

3 軽費老人ホーム

1. 基本方針

入所者に質の高い福祉サービスを提供し、施設整備を計画的に進めていきます。

2. 重点目標

- (1) 入所者の自立支援の推進
- (2) 施設設備の改修
- (3) 入所者の安心・安全な暮らしの推進
- (4) 施設運営の健全化

3. 実施手段

- (1) 野外活動などの行事を通して、入所者間の交流を図り、自立した生活ができるよう支

- 援いたします。(月1回)
- (2) 施設設備の更新計画によって、居室・共用設備の老朽化に対応いたします。
 - (3) ケア定例会にて、入所者の問題点等の情報共有を図り、入所者の安心・安全な暮らしを守ります。(月1回以上)
 - (4) 定員50名のところ、2人部屋4室をお一人で使用されているため、実質定員が46名となります。今年度も待機者との連絡を密にし、スムーズな入所を進め、満室46名に努めます。

4 老人デイサービス事業

1. 基本方針

利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行い、利用者・家族・地域から信頼され、選ばれる事業所を目指します。

2. 重点目標

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重します。
- (2) 利用者個人の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を活かした自立支援を目指し、在宅生活の継続を支援します。
- (3) 情報の発信と収集を積極的に行い、多職種協働とチームワークで個々のニーズに対応できる個別ケアを目指し、実利用者30名を維持できるよう努めます。
- (4) 生活意欲が向上する活動や行事を立案し、楽しく安全に過ごしていただける魅力あるデイサービスを目指します。
- (5) 認知症になっても、笑顔で自分らしく過ごせるよう、寄り添った温かなケアを行います。
- (6) 地域福祉活動拠点事業の推進をします。

3. 実施手段

- (1) 利用者の皆様へ、安全で、安心して過ごしていただく為に、職員の資質向上を目指した研修に参加し、人権に裏付けられた対人援助技術を身につけます。
- (2) 山形市、天童市、中山町、山辺町の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を密にし、広報活動や受け入れ情報の提供などを行い、新規利用者の獲得と利用率の向上を目指します。
- (3) 地域社会で高齢者を支えるための地域公開講座の開催を継続し、ご家族様や地域の方が集い、共に学べる関係作りを強化します。
- (4) 事業所や地域の団体等と協力・連携し、地域貢献活動を行います。

5 老人短期入所事業

1. 基本方針

事業の永続を図る為効率的な管理運営を行うことを方針とします。

2. 重点目標

- (1) 定数20名に対し、1日平均18名の利用者を目指します。
- (2) 処遇の効率化に向けた業務の見直し
- (3) 安全管理体制の確立
- (4) 職員の資質向上
- (5) 地域福祉活動拠点事業の推進

3. 実施手段

- (1) 関係する法律を理解し、必要な記録帳票を作成・保管しサービスを提供する。
- (2) 職員全員がプロとして自覚を持ち、マニュアルに添ったサービスの均一化を図る。
- (3) 認知症リーダー研修及び実践者研修等に参加し、専門的知識の向上に努める。
- (4) 第三者評価受審の結果に基づき、利用者の満足度が高まるケアに努める。
- (5) 職員の腰痛予防対策として導入した介護福祉機器等の効果について検証する。
- (6) 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携を図る。
- (7) 地域自ら又は地域の団体等と連携して地域貢献活動を積極的に行なう。

6 障害福祉サービス事業（短期入所）

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念に基づき、障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある経営に努めます。

また、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人らしい生活を支援し、職員の自己研鑽に努め、専門的な知識と技術と価値観をもって、利用者に良質で安全、安心、快適なサービスを提供します。

関連機関、団体、他事業所、地域住民等とともに事業を展開し、重度の障害のある方々をとりまく環境の改善と地域社会における福祉の中核施設としての役割を果たすよう努めます。

2. 重点目標

- (1) 一月あたりの平均利用人数48人を目指します。
- (2) 各市町村担当部署、相談支援事業所との連携を継続します。
- (3) 利用者満足度の高い支援に努めます。

3. 実施手段

(1)

- ・利用者や家族、行政機関、相談支援事業所と連絡を取りながら、計画的、定期的な利用ができるようにします。
- ・入所部門、通所部門と連携して、福祉型Ⅱ利用者への支援を充実させると共に利用の増加に努めます。

(2)

- ・相談支援事業所から受けた情報を迅速に整理しスムーズな利用に繋げ、さらに情報共有を行っていきます。

(3)

- ・利用者、家族から自宅での生活リズム等を伺い、事業所から家族に利用時の様子を伝え、連絡を密にとることで円滑な支援を行います。
- ・利用者の多様なニーズを把握しながら個別支援計画を作成し、統一したサービスを提供します。

7 相談支援事業（一般・特定・障害児）

1. 基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活、社会生活が営むことができるように、各種相談に応じるほか、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援を行っていきます。

また障がい福祉相談において、地域住民や関係機関から信頼される事業所を目指します。

2. 重点目標

- (1) まるごと支援、地域包括ケアシステムの構築に貢献できる事業所を目指します。
- (2) 未就学児、児童、成人、障がい種別等を問わず積極的に相談を受け付け、契約件数70件としそれを維持します。
- (3) 相談支援専門員の資質向上に努めます。

3. 実施手段

- (1) 専門機関やサービス事業所、地区社協や民生児童員等と顔の見える関係を構築し、スムーズな連携・調整をとることで障がい者が安心して暮らせる地域づくりに貢献します。
- (2) 新規利用者受入れのために、行政や委託相談支援事業所、医療機関等と連絡を密にします。
- (3) 各種研修会や自立支援協議会の各部会に参加します。特にグループスーパービジョン等の研修には積極的に参加します。

4. 行事計画

- ・毎月、自立支援協議会相談支援部会に参加。
- ・随時、各研修等に参加。
- ・随時、地域の行事等に参加。

8 地域福祉センター

1. 基本方針

社会福祉事業・地域貢献事業として施設設備を活用した事業を行い、地域全体の福祉意識の高揚をめざします。また、社会資源（成安温泉・温水プール）を地域に広く開放し、利用者の健康増進をはかるとともに、地域に憩いの場を提供いたします。

2. 重点目標

- (1) 地域貢献事業を通して、地域全体の福祉意識の高揚をはかる。
- (2) 施設・設備の周知を行い、温泉・プールの新規利用者の獲得ならびに定着化をめざす。
- (3) 計画的な改修・メンテナンスをおこない、営業を休止するなどの措置を講じることなく途切れないサービスの提供と維持管理費用の圧縮をはかる。
- (4) 設備改修や備品等の更新などハード面の整備とサービスの充実などソフト面の向上に努め、既存利用者の利用促進をはかる。

(5) 数値目標

- ・日平均売上50,000円（平成29年度比105%）
- ・日平均利用者人数225人（平成29年度比105%）

3. 実施手段

- (1) 水上安全法講習会・親子水泳教室の開催
- (2) 媒体への掲載や観光キャンペーン等への参加を積極的に行い、施設（地域福祉センター・いきいきの郷）の周知広報を強化する。
- (3) ホームページ等を活用したわかりやすく新鮮な情報の提供を行い、利用の促進につなげる。
- (4) 老朽化設備・備品等の改修・更新をおこなう。

9 居宅介護支援事業

1. 基本方針

指定居宅介護支援及び介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った「利用者主体」の介護サービスの提供を基本理念とし、単に要介護状態になることを予防するだけではなく、要介護状態にあっても、その有する能力に応じた日常生活が送れるよう利用者の自立支援を行っていきます。（介護保険法第4条）

また、利用者に提供される指定居宅サービス等の公正中立を図り、行政・地域包括支援センター・医療機関や他の指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等との連携に努めます。

サービスの提供にあたっては法令を遵守するとともに、個人情報保護・説明責任を果たします。

2. 重点目標

- (1) 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントを含めた医療と介護の連携のさらなる強化に努めます。
- (2) 年齢とともに医療ニーズが高まる高齢者と生活の多様化から、多岐にわたるニーズに対し、「その人らしい自立した生活」を実現していくため、多種多様なサービスを組み合わせ、根拠と有効性・客観性に基いた、個別性のあるケアプラン作成を目指します。
- (3) 住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりに寄与します。

3. 実施手段（重点目標に対応）

- (1) かかりつけ医・病院へ訪問による情報提供・情報収集
- (2) 研修計画に基づいた個別・集団・外部研修および伝達研修の実施
- (3) 他法人と合同の事例検討会開催
- (4) 地域ケア会議において事例提供の求めがあった際の協力
- (5) 月担当件数目標122件
- (6) 認知症サポーター養成講座の協力

10 地域支援センター

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念、総合福祉施設いきいきの郷の運営方針に基づき、地域の福祉拠点となるよう取り組んでいきます。取り組みの具現化においては、町内会や地域包括支援センター、地域の民生児童委員や福祉協力員との連携を図り、地域ニーズを把握し、総合的な福祉サービスの提供に努めます。

2. 重点目標

- (1) 各町内会や地域各種団体との連携強化
- (2) セーフティーネットワークへの対応拡充

3. 実施手段

- (1)
 - ①地域各種団体と連携し、介護予防教室や栄養教室を開催します。
 - ②地域で開催されるサロンに協力していきます。
 - ③子供から高齢者まで地域の皆さまが自由に「交流できる場」の充実を図ります。
 - ④「あたらしきむら成安」の協力のもと「地産地消給食」を実施していきます。
- (2)
 - ①民生児童委員、福祉協力委員、地域包括支援センター等と連携し、自主事業の配食サービスを拡張していきます。
 - ②地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームと連携し、認知症サポーター養成

講座を開催していきます。

③地域住民からの介護や健康、栄養等の相談に対応していきます。

《栄養士部門》

1. 基本方針

管理栄養士としての専門性を活かし、ご利用者様の栄養管理と地域住民の健康の維持・増進のために情報発信を行います。また、利用者様の満足度が高い安心、安全な食事の提供に努めます。

2. 重点目標

- (1) 地域事業に積極的に参画していきます。
- (2) 季節感のある食事を提供していきます。
- (3) 栄養管理の質の向上に努めます。

3. 実施手段

- (1) 料理教室や栄養講話を地域で開催していきます。
- (2) 地元の新鮮な食材を取り入れた「地産地消給食」を推進します。
- (3) 多職種協働の栄養ケア・マネジメントをさらに充実していきます。